

# 独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金 2020 オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会招致活動支援助成実施要綱

(平成 24 年 7 月 26 日平成 24 年度要綱第 9 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、独立行政法人日本スポーツ振興センターが、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書(平成 15 年度規則第 1 号)第 13 条の規定に基づき、スポーツ振興投票に係る収益をもって、スポーツ団体が行う 2020 オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の招致の実現に資する事業を行うために必要な資金の支給を適正に行うため、スポーツ振興くじ助成金(以下「助成金」という。)の交付に関して必要な事項を定める。

(助成の対象となる事業等)

第 2 条 この助成金による助成の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)、助成期間及び助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)並びに助成の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 助成の対象となる事業は、閣議了解された 2020 オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の招致の実現に資する次の事業とする。

ア 国内外における広報活動、国際会議及び競技大会等におけるスポーツ情報の提供

イ 国外におけるドーピング防止活動

(2) 助成対象事業の実施期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

(3) 助成の対象となる者は、次に定める非営利のスポーツ団体とする。特定非営利活動法人東京 2020 オリンピック・パラリンピック招致委員会(以下「招致委員会」という。)、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下「JADA」という。)

(4) 助成の対象となる経費は、諸謝金、旅費、渡航費、滞在費、借料及び損料、印刷製本費、通信運搬費、委託費、会議費、雑役務費(飲食費は除く)、その他事業の実施に直接必要な経費とする。なお、渡航費、滞在費については、招致委員会又は JADA の役職員、招致委員会又は JADA から委嘱された者に係る経費を助成対象経費とする。

(助成金の額)

第 3 条 助成金の額は、助成対象経費に 5 分の 4 を乗じて得た額(千円未満切捨て)とする。

(その他)

第 4 条 助成金の交付に関し必要な事項は、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金交付要綱(平成 15 年度要綱第 18 号)の規定に準じる。

2 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 26 日から施行し、平成 24 年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。